

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を水防担当部署及び防災担当部署でFAX及びメール等により情報を発信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・受け取った氾濫危険情報等を直ちに共有し、迅速に次の行動に移行する仕組みの構築が必要である。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市町村 【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な内容 ・受信した情報を関係機関に迅速に共有する仕組みの構築を行う。	・東京都からの情報を区長及び関係部署等に迅速かつ正確に伝達できるように現在の仕組みを整備していく。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく実務面を考慮して危機管理室でメールを受ける体制に変更した。引き続き実務的に速やかに対応できるように体制を続けていく。			・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)	
		R4年度 ・東京都からのホットメールを当区の方法により、区長に伝達される仕組みを昨年度に引き続き運用。	・東京都からの情報を区長及び関係部署等に迅速かつ正確に伝達できるように現在の仕組みを整備していく。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付ではなく危機管理室でメールを受ける体制に変更している。			・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
		R5年度 ・東京都からのホットメールを当区の方法により、区長に伝達される仕組みを昨年度に引き続き運用。	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについては、代替手段(防災担当部署でメール及びFAXを受信)を用いている。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築している。	・令和2年度に東京都と調整し、防災情報を区長への直接送付でなく危機管理室、土木部でFAX、ホットメールを受け取る体制に変更しており、引き続き継続している。			・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や氾濫危険情報等の河川情報の伝達後、情報の共有に時間を要する場合がある。 ・区のメール配信サービス等に運動させ、登録制メールで住民等に配信するための仕組みの構築及び配信内容の検討が必要である。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築している。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報も区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用した動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の取組の具体的な内容 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
	R4年度 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討する。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)		
	R5年度 洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後東京都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都や気象庁から発表される避難情報の発令判断を支援するための防災気象情報を防災担当部署等で受信できる仕組み(ホットメール、FAX)を構築し、引き続き継続をしている。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)		
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題 ・神田川のタイムライン作成を検討している。 ・多機能連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準を定める必要がある。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成を検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。 ・避難指示等の判断にあたっては、各河川の水位観測所の水位情報を基準として、都・気象庁などの情報も活用し、総合的に判断する。 ・避難指示等の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。 ・中小河川である石神井川、白子川のタイムラインによる有効性について検討している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機能連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組の具体的な内容 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムラインを作成する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討する。	・地域防災計画に定めている発令基準等について詳細な発令基準や対象区域の記載について検討していく。 ・多機能連携型、避難指示着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の活用促進を図る。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の活用促進を図る。	・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
		R4年度 ・本区南端を流れる神田川について、タイムラインを作成する必要性について検討。 ・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を検討している。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成を検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	令和2年度に作成した行政タイムラインについて、令和4年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新した。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。また、多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。	・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
		R5年度 ・本区南端を流れる神田川については、ゲリラ豪雨等による氾濫が対象となるため、関係部署と連携し、速やかに避難指示などが発令できるようにしている。	・石神井川、新河岸川、白子川のタイムライン作成した。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。	・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮特別警戒水位の改定に伴い、従前どおりに各区へ情報伝達が可能となるよう高潮防災総合情報システムの改修を行った。(港湾局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位の設定に際し、関係区への運用前事前説明を行った(港湾局、建設局)。			
③水害危険	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民等へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸	現状と課題 ・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を確認し、警戒水域に達した場合、サイレンにより周囲に周知している。 ・その他、必要に応じ、防災無線、登録制メール等により周知を行う。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、HP、SNS、防災・緊急情報メール、広報車等で住民へ伝達している。	・防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、アラート、フェイスブック、ツイッター ・区職員による呼びかけを行っている。 ・大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題である。 ・迅速に情報発信をするため、人手不足とらない体制等を検討する必要がある。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。		・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「YouTube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用等の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局、港湾局
		今後の取組の具体的な内容 ・各種媒体を活用し、登録制メール、SNSの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・R6年の防災対策システム更新の際に、防災アプリの更新や防災ホームページの作成を実施し、よりわかりやすい情報取得媒体を提供する予定。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。	・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)			

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供		R4年度 ・「水害危険性の周知」に関する洪水予想の周知と洪水警報における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	R4年度 ・同報系無線等各媒体を用い、情報が住民に確実に伝わるような手段を検討した。	R4年度 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	R4年度 ・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	R4年度 ・都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。	R4年度 ・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都防災総合情報システム」をより使いやすくデザインに変更予定。(建設局) ・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)	
		R5年度 ・地域訓練や各種イベント、ワークショップ等機会を捉え、ハザードマップや防災地図の配布に注力するとともに、情報への到達を容易にする取組として、防災に係るホームページの整理を実施した。 ・災害時に確実に区民に情報が伝わるように、防災行政無線のシステムの見直しや点検を行った。	R5年度 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	R5年度 ・広報誌やSNSなどの各種媒体、訓練やイベントなどの機会を活用し、防災情報の発信について普及啓発している。また、登録制メールの周知・啓発を行っており、年々増加している。 ・「河川映像などを住民に広く周知するために、区ホームページに東京都の河川カメラの映像のリンクを貼り、周知に努めている。	R5年度 ・都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。 ・これまで別に提供してきた気象庁の「洪水キキクル」と、水管理・国土保全局の「水害リスクライン」を、2月より気象庁ホームページ上で一体的に表示できるよう改善を行った。	R5年度 ・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局) ・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とするライブカメラ2台を増設する委託を発注した。(港湾局) ・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)		
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	R4年度 ・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	R4年度 ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討している。	R4年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R4年度 ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討する。	R4年度 ・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。	R4年度 ・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	R4年度 ・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R4年度 ・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	R4年度 ・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	R4年度 ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	R4年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R4年度 ・避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう、避難情報発令マニュアルを作成しており、令和4年7月の水災害を想定した訓練を踏まえて更新した。	R4年度 ・気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫(黒)」を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険(紫)」に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。	R4年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R4年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R4年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)
	R5年度 ・気象庁や東京都が発表する情報を元に、発令基準の閾値を設定することで、適切な避難情報の発令を支援する機能を有した防災システム等の導入を検討していく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・避難情報発令を円滑かつ的確に行えるよう、また、警戒レベルが分かる形式で避難情報を発表できるよう、避難情報の発令マニュアルを作成しており、訓練等機会をとらえて修正を行った。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R5年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)
	R5年度 ・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	R5年度 ・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・現状の仕組みについて、必要に応じて見直しを図っていく。	R5年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	R5年度 ・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	R4年度 ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	R4年度 ・連絡体制の構築等を検討している。	R4年度 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	R4年度 ・台風接近時などの風水害時には隣接区市と事前に確認のうえ、隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受入れをおこなうよう体制を構築した。 ・令和3年度避難場所の見直しを行い、ハザードマップの修正を完了した。	R4年度 ・台風接近時などの風水害時には隣接区市と事前に確認のうえ、隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受入れる体制を構築している。	R4年度 ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	R4年度 ・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	R4年度 ・区市町村が全区市町村を対象【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局、総務局
R5年度 ・避難場所を隣接区と共有し、発災時の連絡体制の構築を検討していく	R5年度 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	R5年度 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	R5年度 ・浸水予想区域図を基に、安全な場所にある施設を避難所に指定している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受入れる体制を構築している。	R5年度 ・浸水予想区域図を基に、安全な場所にある施設を避難所に指定している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受入れる体制を構築している。	R5年度 ・浸水予想区域図を基に、安全な場所にある施設を避難所に指定している。 ・隣接区市の避難所開設状況を練馬区ホームページで区民に周知し、また、隣接区市の住民が練馬区の避難所に避難してきた場合も同様に受入れる体制を構築している。	R5年度 ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図等を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成の支援を継続的に進めている。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	R5年度 ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図等を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成の支援を継続的に進めている。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

<p>⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握すること 時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・特に池袋駅地下街における浸水防止対策について、東京都地下街浸水防止対策協議会池袋部会を中心に計画・訓練の状況を確認する。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要している。 ・避難確保計画未作成の施設へ講習会を実施している。 ・地下街については該当なし。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化スポーツ局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)</p>
	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・避難訓練の実施状況を確認し、支援を行っている。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学塾が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</p>	
	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</p>	<p>・避難確保計画未作成の施設へ講習会を実施。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めている。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設の計画作成率、訓練実施率は99%を達成した。</p>			<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国文省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)</p>	
	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</p>	<p>・浸水が予想される区域の要配慮者利用施設を再確認し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画作成及び避難訓練の実施、報告を促す通知文を送付した。 ・令和5年度中に避難確保計画作成率90%を目標としている。(令和5年11月末時点:85%)</p>	<p>・洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めている。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を呼びかけた。 ・地域防災計画に定めた施設の計画作成率、訓練実施率は99%を達成した。</p>	<p>一部自治体の地域防災計画に定めた施設等に対して、防災気象情報の活用方法について説明を実施した。</p>		<p>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地整と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、9地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを初開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、新宿西、新宿東の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)</p>	

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>項目</p>	<p>東京都管理河川を対象とした取組内容</p>						<p>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要のある(建設局、下水道局)。</p>	<p>【東京都】 建設局、下水道局、港湾局 【市町村】 市町村のみが対象 (下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</p>
<p>⑧想定最大規模降雨に係る浸水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有</p>	<p>現状と課題</p>							
	<p>今後の具体的な取組</p>						<p>・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</p>	
	<p>R4年度</p>	<p>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</p>						
<p>R5年度</p>	<p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び関係自治体との調整を行っていく。(港湾局、建設局) ・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>							

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

③水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、区ホームページへの掲載及び区窓口において配付する等により公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表する浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページ等で公表している。 ・住民への効果的な周知方法について検討を進める。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成しホームページで公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨量の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民への効果的な周知方法について検討を進める。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、練馬区の拡大図を既存のハザードマップに挟み込むことにより対応する。今後、石神井川・白子川流域における想定最大規模降雨量の浸水予想区域図が公表された際は、既存のハザードマップの更新を行う。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R4年度	・住民へハザードマップを周知するための効果的な方法について検討していく。	・ハザードマップをより分かりやすく区民へ伝えるための改定案等を検討した。	・令和3年6月に東京都が公表した隅田川および新河岸川流域における浸水予想区域図を反映させ、水害ハザードマップの修正を行った。 ・周知は、全戸配布および転入者への配付、窓口での配布、住民参加型訓練等の際に配布している。また、ハザードマップの配付と合わせて、東京マイタイムラインを挟み込んだ防災の手引きを配布し、防災の普及啓発を行っている。			・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R5年度	より広くハザードマップを周知するための効果的な方法について検討していく。 ハザードマップを最新の内容に更新した。	・ハザードマップをより分かりやすく区民へ伝えるため、色覚障がいのある人へ配慮し、浸水深表示の配色を濃淡によるものに変更した。(国が標準とした配色に準拠)	・白子川の水位周知河川指定に伴い、水害ハザードマップを修正した。 ・国土交通省のハザードマップ作成の手引等を参考に、「アンダーパス」や「河川カメラ」、浸水想定区域内に存在する地下街の追記を行った。 ・出水期前に水害リスクの高い地域の世帯へ職員が個別訪問し、該当区域の浸水深や近くの避難所を記載したチラシを渡しながら注意喚起をした。また、広報誌や訓練、イベントなどの機会を活用し、水害ハザードマップにより水害リスクを周知した。			・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④まるごとまちごとハザードマップの促進	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・他区市町村の取り組み事例等を参考に、実施を検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取り組み事例等を参考に、実施を検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)	
		R4年度	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討していく。	・他区市町村の取り組み事例等を参考に、実施を検討していく。	・作成の予定はないが、他区市町村の取組事例の状況を注視していく。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
		R5年度	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き取組の実施について検討していく。	・他区市町村の取り組み事例等を参考に、実施を検討している。	・作成の予定はないが、他区市町村の取組事例の状況を注視していく。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
①浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・窓口で浸水実績を閲覧可能としている。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ、窓口で浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページ、窓口で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R4年度	・近隣区での取り組みを参考に、水防を担当している土木部署とより多くの住民へ周知する方法を協議、検討していく。	・浸水実績をホームページ、窓口にて公表した。	・引き続き、浸水実績をホームページに公表している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り込む。(建設局)	
		R5年度	・近隣区での取り組みを参考に、水防を担当している土木部署とより多くの住民へ周知する方法を協議、検討していく。	・浸水実績をホームページ、窓口にて公表した。	・引き続き、浸水実績をホームページに公表している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・近隣区などの取り組みを参考に、住民に対して、水害リスクに関する周知を検討している。	・東京都管理河川を対象としての避難確保計画は未作成。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を水害リスクの高い地域に対し配布した。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
	今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・東京都管理河川を対象とした個別の避難確保計画の作成について検討を進める。	・区で発行する防災普及冊子に東京マイタイムラインの要素を反映し、全戸配布を行う。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局)	・引き続き、セミナー事業を通じマイタイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
	R4年度	・防災リーダーの育成に向けた取り組みを進めていく。	・東京都管理河川を対象とした個別の避難確保計画の作成について検討を進める。	・令和元年12月に区で発行する防災普及冊子に東京マイタイムラインの要素を反映し、全戸配布を行った。 ・出水期前に水害リスクの高い地域に対してマイタイムラインの冊子を配布した。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局)	
	R5年度	・保健福祉部福祉総務課において、事業者と一緒に避難行動要支援者の個別避難計画のサンプル作成を行った。	・地区防災計画の策定について検討する。	・全戸配布および転入者配布している水害ハザードマップ・防災の手引にて、マイタイムラインの紹介をしている。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の取り組みの中で、マイタイムラインの普及啓発を行っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局)	
	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めている。 ・出水期前に避難行動要支援者に対し避難等についてのチラシを送付し、早期避難についての呼びかけを実施している。	水害リスクの高い地域で自力避難できない方を対象に、水災害時避難行動要支援者名簿を作成し、大雨・台風時には情報提供を行っている。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を図っている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・区施設へハザードマップを配備し、水害リスクの周知を図っていく。	・引き続き災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について取組を進めていく。 ・水害リスクの特に高い地域に居住している避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成を随時進めていく。	出水期前に水害リスクの高い地域にピラマシを行っており、対象者へ登録勧奨を進めていく。 ・水災害に関する講話を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)		
	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	R4年度	要支援者名簿の更新にかかる準備を進めている。	・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。 ・水害リスクの特に高い地域に居住している避難行動要支援者を対象に、個別避難計画の作成を随時進めている。	「台風接近時の練馬区行政タイムライン(事前防災行動計画)」に基づき、台風接近時における避難行動要支援者の避難支援の体制を確認するため、避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・令和3年5月に国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、個別避難計画の作成の考え方およびスケジュールを整理し、令和3年度から優先度の高い台風接近時に避難支援が必要な方の個別避難計画を作成した。 区民防災課 ・出水期前に水害リスクの高い地域にチラシを配り、対象者へ水災害時避難行動要支援者名簿への登録勧奨を行った。 ・福祉部と共に、避難行動要支援者名簿を使用し避難行動要支援者宅を向う安否確認訓練を実施する。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	
		R5年度	・避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・避難支援等関係者等に対して、防災講習会・ワークショップを開催し、災害リスクに関する周知を行った。	・年2回更新、作成を行っており、地域支援者に名簿を提供している。 ・昨年度から対象エリアを拡大し、引き続き水害リスクの高い地域に居住している避難行動要支援者の個別避難計画を作成している。	・台風接近時に個別避難計画を作成した避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所7か所の開設・運営を想定した図上訓練を実施した。 ・台風接近時に避難支援が必要な避難行動要支援者の個別避難計画を作成・更新した。 ・出水期前に水害リスクの高い地域にチラシを配り、対象者へ水災害時避難行動要支援者名簿への登録勧奨を行った。 ・福祉部と共に、避難行動要支援者名簿を使用し避難行動要支援者宅を向う安否確認訓練を実施した。	・気象情報と区市町村が取るべき対応の関係や、過去の災害における要配慮者の被害の事例等を区市町村の福祉部門と防災部門に紹介した。	区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		
		現状と課題	・防災士取得のための助成を行っている。 ・女性の視点からの防災講座を実施した。	・住民に対する水害ワークショップを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	水害リスクの高いエリアに対し、出水期前に戸別訪問し、水害リスクに関する周知を図っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	今後の具体的な取組	・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方策を検討していく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局)	・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)
		R4年度	・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・防災学習センターで実施している「ねりま防災カレッジ事業」の講座等を通じて、区民の水害に対する意識の向上に取り組んでいる。 ・地域別防災マップの作成を通じて、地域ごとの災害リスクに則した訓練の実施に取り組んでいる。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
		R5年度	・防災士の助成事業を行っており、区の防災行政等についての勉強会を実施し、防災リーダーの育成を図っている。 ・令和6年2月に女性防災リーダーの育成のための講座を開予定である。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を検討していく。	・防災学習センターで実施している「ねりま防災カレッジ事業」の講座等を通じて、区民の水害に対する意識の向上に取り組んでいる。 ・水害リスクの高い地域で住民と協働で作成した「地域別防災マップ」の作成を通じて、地域ごとの災害リスクに則した訓練の実施に取り組んでいる。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	
現状と課題		・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	R4.7に、いたばしコミュニティ防災新河岸地区の活動において、住民主催による水害時避難訓練を行った。避難手段として、民間の輸送事業者を活用することで自分たちで避難手段を用意しようとする点で自助共助の取組として評価できるものであり、区内に広げていきたい。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているのが少数となっている。			・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

④住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	今後の具体的な取組	・関係機関と連携し、多くの住民が参加する訓練を検討していく。 住民と事業者の約束を毎年確認する意味も込め、訓練が毎年行えるよう区として支援していきたい。 避難訓練で得た経験は、避難ルールブック作成に反映させていく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものととなり、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
		R4年度	・住民参加型の訓練を実施した。 R4.7に、いたばしコミュニティ防災新河岸地区の活動において、住民主催による水害時避難訓練を行った。	・土砂災害訓練時に関係機関と連携し、住民参加型の避難・誘導訓練を行い、合わせて参加住民に向けて気象庁職員による講話を実施した。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。	・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局)		
		R5年度	・通年で計17回住民参加型の避難所開設・運営訓練を実施している。	R6.3に板橋区全18支部にて防災関係機関及び住民が一体となって訓練を実施予定。	・消防、警察、気象庁に協力いただき、土砂災害に備える訓練や地域別防災マップを作成をした地域で避難訓練を行った。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・9月3日 東京都・東村山市合同総合震災訓練 ・11月11日 杉並区総合震災訓練訓練		・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)
⑤防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・小学校等における防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・生活指導担当者を対象とした研修会等で指導のポイントの助言、学校で活用できる資料や関係機関の取組の紹介等を行っている。 ・理科・社会科等教科の学習を通じた指導の充実をこれまでに以上に図っていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする?」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
		今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・引き続き、関係機関との連携を図りながら、学校における防災教育が充実するよう働きかけていく。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)
		R4年度	・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・小学校を対象とした水害に関する防災教育を実施した。	・学校安全計画の中に防災教育を位置付け、各小中学校が年間を通して防災教育を実施するよう働きかけている。 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施したが、コロナ禍の影響もあり、実施回数が減少している。 ・次年度以降の小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 ・小中学校に対し、東京都作成の「防災ノート」や「東京マイタイムライン」等防災副読本の活用推進を呼びかけている。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局)
R5年度	・防災教育として、小中学校や都立高校等へ出前講座を実施している。	板橋区内の全小中学校に対し、防災教育の一環として活用できる防災ツールを取りまとめたリーフレットの作成及び配布を行った。	・学校安全計画の中に防災教育を位置付け、各小中学校が年間を通して防災教育を実施するよう働きかけている。 ・関係部署と連携し、小中学校等へ防災教育に関わる出前講座を実施している。 ・次年度以降の小中学校への出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。 ・学習指導要領社会科・理科等における、防災教育に関連する内容やその取扱いについて、教員に情報発信していく。 ・小中学校に対し、東京都作成の「防災ノート」や「東京マイタイムライン」等防災副読本の活用推進を呼びかけている。	・11月2日に荒川下流河川事務所及び北区役所、東京消防庁と連携し、北区神谷中学校と稲田小学校の生徒に対する防災イベントを開催し、防災知識の普及を行った。 ・清瀬市教育委員会と連携し、「清瀬こども大学」というイベントを開催、清瀬市内の小中学生を対象に気象と防災に関する普及を行った。	・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイタイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)			

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・神田川(曙橋)、水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している箇所の必要性を検討する必要がある。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。	・水位計、河川監視用カメラの配置について増設を検討していく。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)
		R4年度	・水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラの性能等を調査し、設置の可否について検討する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。	引続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)
R5年度	・神田川についてのみ水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラを設置し運用中。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討をすすめる。	引続き、水位計、河川監視用カメラの適切な維持管理を実施していく。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)		

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑦水防上注意を要する箇所の確保	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。	現状と課題	・水防資器材の保管倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に河川管理者、消防機関と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には河川管理施設等を点検するため、河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資器材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所共同点検に参加する。 ・適宜、水防資器材の更新を実施する。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資器材の更新を実施していく。			・引続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資器材の更新を実施していく。(建設局)

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」								
⑧、水防資機材の整備等	・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	R4年度	・水防資機材の点検実施。 ・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の協同点検に参加。	・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)
		R5年度	・水防資機材の点検実施。 ・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の協同点検に参加。	・出水期前に河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)
⑨水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)
		今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関の参加等による訓練を検討する。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。(総務局)		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)
		R4年度	・関係機関と連携し、水防訓練を実施した。	・今年度はコロナの関係で荒川タイムラインを基軸とした机上訓練を行った。	・多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)
		R5年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	・今年度は4年ぶりに河川数にて多様な関係機関が参加する水防訓練を実施した。	・警察、消防等の関係機関と連携し、住民参加型の水防訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、住民に向けて広く防災気象情報の周知を行った。 ・5月14日 目黒区総合水防訓練 ・5月27日 東京消防庁・江戸川区合同総合水防訓練		・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)
		R4年度	・ホームページ等を通じて、水防にかかる備えについて広報を充実していく。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集している。 ・水防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の充実を図っていく。	・ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施している。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)
⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	体系的な取組	・引き続き、消防署や消防団と連携し、団員の募集を行う。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っていく。	・引き続き、ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施していく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)
		R4年度	・区ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っていく。	・ホームページや区報等を通じて、水防に関する広報を実施した。		・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)	
		R5年度	・引き続き区ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを行っていく。	・ホームページや区報等を通じて、消防団員募集の広報を実施した。		・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑪水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題	・消防団が実施する事業等に対し、費用を助成している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・洪水氾濫発生時には、より確実な水防活動が実施できる様、毎年実施している水防訓練に区内3消防団も参加し連携を図っている。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)
		今後の具体的な取組	・引続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、水防訓練の中で、消防団を含む関係機関との連携、協力体制を図っていく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)
		R4年度	・区と消防署の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図った。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)
		R5年度	・引き続き区と消防署の水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図った。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。(建設局)
多様な主体による被害軽減対策に関する事項								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・浸水予想区域内における災害拠点病院の立地状況を確認した。 ・災害拠点病院への迅速かつ確実な情報伝達が課題。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。具体的には、固定電話・FAX・無線・衛星携帯電話・EMISなどを通して情報伝達を行う。さらに、それぞれの機器を担当者不在時であっても複数人が対応できるよう日常の訓練を通して実施している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
		R4年度	・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・区内の災害拠点病院とは、無線の定期通信訓練等により、迅速かつ確実な情報伝達を行うことができるよう体制を整えている。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
		R5年度 ・区域内の災害拠点病院との状況を確認し、引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。							
④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題 ・排水ポンプ等を用意している。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・止水用の防潮板を設置し、地下駐車場区庁舎への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようすることが課題である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局	
		体今後の取組 ・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。 ・浸水予想区域図等が更新された場合は、ハザードマップ等の見直しを行う。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。				・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R4年度 ・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	浸水被害の際の対応を、中央管理室・警備・駐車場の委託業者と確認した。				・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	
		R5年度 ・引き続き、配備している排水ポンプ等の維持管理を実施。	・区役所本庁舎等については、浸水予想区域外のため対策不要。	浸水被害が想定される際には、中央管理室(設備担当)や警備、駐車場などの委託業者と浸水への対応について連絡調整をしている。				・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	

3) 冠水水の排水に関する取組
冠水水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題 ・排水ポンプを整備している	・排水ポンプ等の資器材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組 ・配備している資機材等について、定期的に点検をし、維持管理を行う。	・配備している資器材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。				・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R4年度 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	・引き続き、排水ポンプ等の資器材について維持管理を実施。	・土木部 配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 区民防災課 ・区民防災組織に配備している軽可搬ポンプ(排水機能を有している)の更新を行った。 ・配備しているポンプの操作大会などを行うことで、操作技術の習熟に努めている。 ・配備している資器材については定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。				・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	
		R5年度 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	・引き続き、排水ポンプ等の資器材について維持管理を実施。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・区民防災組織に配備している軽可搬ポンプ(排水機能を有している)の更新を行った。 ・配備しているポンプの操作大会などを行うことで、操作技術の習熟に努めている。 ・配備している資器材については定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。				・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき、図上訓練を実施した。(建設局)	

4) その他の取組
その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑥堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題 ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局	
		体今後の取組 ・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。				・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R4年度 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R5年度 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。				・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
							・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

④樋門、堰管等の施設の健全な運用体制の確保		今後の具体的な取組						・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		R4年度						・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)	
		R5年度						・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援		現状と課題						・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまらちハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組						・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R4年度						・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまらちハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R5年度					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまらちハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
⑥適切な土地利用の促進		現状と課題						・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】 住宅政策本部、建設局
		今後の具体的な取組						・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)
		R4年度						・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)
		R5年度						・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。 ・東京都が主催する図上訓練に複数回参加し、発災前・発災時の気象解説や地震解説を行った(JETT派遣想定)。 ・災害時に首長へ行うホットラインの試験を実施し、緊急時に備えた。	・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	豊島区	板橋区	練馬区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化		現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。			・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。			・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R4年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、課内で報告、共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署へ共有した。	・気象庁主催のワークショップに職員が参加した。			・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R6年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、課内で内容の共有を行った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署へ共有した。	・国、東京都、その他関係機関から提供を受けた各研修会や訓練等を通じて、災害対応力の向上に努めている。			・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
⑧災害情報等の共有体制の強化		現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R4年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。 ・平時からDIS操作訓練を複数職員で実施している。			・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
		R6年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・DIS操作訓練を複数職員で実施した。	・令和5年6月の台風2号の対応の際には、DISにて態勢や被害状況の報告を迅速に行った。 ・平時からDIS操作訓練を行い、DISの操作の習熟に努めている。			・DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
⑨地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言		現状と課題						・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組						・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	

○第四建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

		R4年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	
		R5年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	